

授業参観・PTA総会・学年PTAありがとうございました

4月25日(木)には、ご多用の中、授業参観・PTA総会・学年PTAにご参加いただき、ありがとうございました。また、令和5年度のPTA役員の皆様、PTA活動を推進していただき、ありがとうございました。そして、令和6年度のPTA役員の皆様、一年間よろしく願いいたします。



【議事もスムーズに進行されました】



【令和5年度の役員の皆様、ありがとうございました】



安全第一です <その2>

愛知県のホームページに、「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」(2021年4月1日施行)についてのページがあります。その中で、「愛知県内で自転車を利用される皆様へ」という見出しで、次のような内容が示されています。暁中生一人一人が、しっかりと再確認をして、安全運転に努めてほしいと思います。

- 自転車の安全で適正な利用に必要な知識と技能の習得に努めましょう。
- 車両の運転者としての責任を自覚し、道路交通法その他の法令を遵守しましょう。
 - ・自転車も車と同じ「車両」であり、守るべき交通ルールがあります。交通事故を防止するためにも、交通ルールを守りましょう。
- 歩行者や他の車両の通行に配慮し、自転車の安全で適正な利用に努めましょう。
 - ・歩行者や他の車両と安全な距離を保てない場所では自転車から降りる、徐行するなど、状況に合わせて自転車の安全で適正な利用に努めましょう。

暁中学校の生徒・保護者の皆様・地域の皆様が、安全第一で過ごすことができるよう願っています。

愛知県内で自転車を利用する皆様へ **自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例**

愛知県では、自転車に係る交通事故を防止するため、令和3年3月に「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」を制定しました。

条例の基本理念

自転車の安全で適正な利用の促進は、身近な交通手段であり有用な自転車の利用に当たり、車として道路交通法の遵守が図られ、歩行者、自転車、自動車等が共に安全に安心して乗車を進行できるようにすることが重要であるとの認識の下、社会全体で取り組むこと。

愛知県内で自転車を利用する皆様に、お願いしたいこと

家庭や学校、企業等での自転車の安全で適正な利用に関する教育・啓発

令和3年4月1日施行

交通ルールの遵守・歩行者等への配慮

- 自転車の安全で適正な利用に必要な知識・技能の習得に努める
- 歩行者や他の車両との通行に配慮し、自転車の安全で適正な利用に努める
- 歩行者や他の車両との通行に配慮し、自転車の安全で適正な利用に努める

令和3年10月1日施行

大人も子供も乗車用ヘルメットを着用

- 自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用するよう努める

自転車損害賠償責任保険等への加入

- 自転車損害賠償責任保険等に加入し、自転車損害賠償責任(保険金)について、詳しくは各保険会社に確認ください

愛知県 問合せ：愛知県防犯安全市民啓発センター 電話：052-954-6177 (ダイヤルイン)

【条例啓発ちらし】